

令和4年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
総務部（財産経営課）			
<p>納入通知書の納期限について（収入） 使用料、手数料、財産運用収入、雑入、財産売払収入の納入通知書の納期限について、次の不適切な事務処理が見られた。関係法令等に沿って適切に事務処理されたい。 （1）会計規則では、随時に発行する納入通知書に指定する納期は発行の日から20日以内と規定されているにもかかわらず、20日を超える日を設定しているものがあること。 （鳥取市会計規則第19条第3項） （2）納期限を記載することが法令上規定されているにもかかわらず、納入期限を記載していないものがあること。（地方自治法施行令第154条） <財産経営課、国府町総合支所、佐治町総合支所、鹿野町総合支所、青谷町総合支所></p>	<p>各職員が事務処理に関連する規定や条例等を再確認し、適切な事務処理に努めるよう周知徹底しました。 令和5年度分から財産経営課及び支所分について、以下のとおり適切に処理しました。 （1）随時に発行する納入通知書に指定する納期は発行の日から20日以内の日付を記載するようにしました。 （2）納付書に納入期限を記載するようにしました。</p>	R5.12.19	